



島根県報

平成22年 1月29日 (金)

第 2,157 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による介護機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(")	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	3
土地改良区の役員の就任	(農 村 整 備 課)	3
電線共同溝を整備すべき道路の指定	(道 路 維 持 課)	3
兼用工作物管理協定の成立	(河 川 課)	4

【公 告】

都市計画変更の図書の縦覧	(都 市 計 画 課)	4
--------------	-------------	---

告 示

島根県告示第59号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成22年 1 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 者		実施する事業	事 業 所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
株式会社 松江テクノサービス	松江市宍道町伊志見493番地 1	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業所 玉湯すずかけの樹	松江市玉湯町湯町1186番地 1	平成21年12月22日
株式会社 松江テクノサービス	松江市宍道町伊志見493番地 1	介護予防小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業所 玉湯すずかけの樹	松江市玉湯町湯町1186番地 1	平成21年12月22日
木島 良民	大田市久手町刺鹿2732	居宅療養管理指導	木島医院	大田市久手町刺鹿2732	平成21年11月 2 日
木島 良民	大田市久手町刺鹿2732	介護予防居宅療養管理指導	木島医院	大田市久手町刺鹿2732	平成21年11月 2 日
株式会社 オレンジロード	松江市菅田町180番地アイウォーク菅田ビル204	夜間対応型訪問介護	松江24時間介護センター	松江市菅田町180番地 アイウォーク菅田ビル204	平成22年 1 月 1 日

島根県告示第60号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成22年 1 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 者		廃止する事業	事 業 所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
北川 幹夫	出雲市大津町1736-14	居宅療養管理指導	北川医院	出雲市大津町1736-14	平成21年12月 1 日
北川 幹夫	出雲市大津町1736-14	介護予防居宅療養管理指導	北川医院	出雲市大津町1736-14	平成21年12月 1 日
社会福祉法人 やすぎ福祉会	安来市古川町829番地 1	訪問入浴介護	しらすぎ苑訪問入浴サービス	安来市古川町835番地 1	平成21年 4 月 30 日

島根県告示第61号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成22年 1月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
エイコー電子工業 株式会社	訪問介護	訪問介護事業所ゆうゆう	出雲市知井宮町5-1	平成22年 1月20日
	介護予防訪問介護	広場		

島根県告示第62号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年 1月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

津和野町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

- 平野 均 鹿足郡津和野町添谷95番地 1
 齋藤 利一 鹿足郡津和野町池村1458番地 2
 森元 修一 鹿足郡津和野町枕瀬462番地 5
 中谷 文一 鹿足郡津和野町相撲ヶ原1056番地 1
 内藤 義光 鹿足郡津和野町左鏡762番地 2
 中田 勝昭 鹿足郡津和野町中川77番地
 廣中 豊 鹿足郡津和野町山下208番地 3
 渡邊 重利 鹿足郡津和野町部栄93番地 2
 村田 性士 鹿足郡津和野町名賀901番地
 卯木 實 鹿足郡津和野町中座イ684番地
 永田 寿秋 鹿足郡津和野町笹山821番地

監事

- 山下 淳 鹿足郡津和野町中曾野355番地 1
 村上 和寛 鹿足郡津和野町相撲ヶ原483番地 1
 益成 一 鹿足郡津和野町瀧元1708番地

2 就任年月日

平成21年10月20日

島根県告示第63号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成22年 1月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	区 間	上り線又は下り線の別	指 定年月日
県 道	益田澄川線	益田市駅前町136番6地先から同市常盤町504番2地先まで	上り線	平成22年
		益田市駅前町142番2地先から同市常盤町369番1地先まで	下り線	1月29日

島根県告示第64号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定により告示する。

その関係図書は、島根県益田県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成22年 1月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 河川の名称

一級河川高津川水系匹見川

2 河川管理施設の名称又は種類

右岸堤防

3 河川管理施設の位置

益田市長沢町口1115番2地先から同町口1112番2地先まで

4 管理を行う者の氏名及び住所

道路管理者 島根県益田県土整備事務所長

益田市昭和町13番地1

5 管理の内容

- (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
- (3) 原則として、道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

平成21年10月21日から道路の存続する日まで

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成22年 1月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

松江圏都市計画（松江市国際文化観光都市建設計画）道路

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課